

産業廃棄物の適正処理のしおり

(産業廃棄物排出事業者向け)

愛 知 県
名 古 屋 市
豊 橋 市
岡 崎 市
豊 田 市

目 次

1	産業廃棄物とは	-----	1
2	産業廃棄物処理の委託	-----	5
3	処理委託先の事業者の現地調査	-----	7
4	適正な処理料金での委託等	-----	8
5	特別管理産業廃棄物に関する義務	-----	9
6	産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度	-----	1 1
7	電子マニフェスト制度	-----	1 2
8	マニフェスト交付状況の報告	-----	1 3
	産業廃棄物管理票交付等状況報告書 様式 3	-----	1 4
	同 記載例	-----	1 5
参考			
1	産業廃棄物収集・運搬委託標準契約書〔収集運搬用〕	-----	1 9
2	産業廃棄物処分委託標準契約書〔処分用〕	-----	2 5
	産業廃棄物に関する問い合わせ先	-----	3 0

1 産業廃棄物とは

(1) 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、放射性物質・汚染物を除く固形状又は液状のものであり、これらは一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます（廃棄物処理法第2条）。

廃棄物は、「一般家庭から発生する廃棄物」と「事業活動に伴い発生する廃棄物」に区分できますが、事業活動に伴って発生した廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しない廃棄物が「事業系一般廃棄物」となります。なお、産業廃棄物は、廃棄物処理法に定める20種類の廃棄物と輸入された廃棄物です。

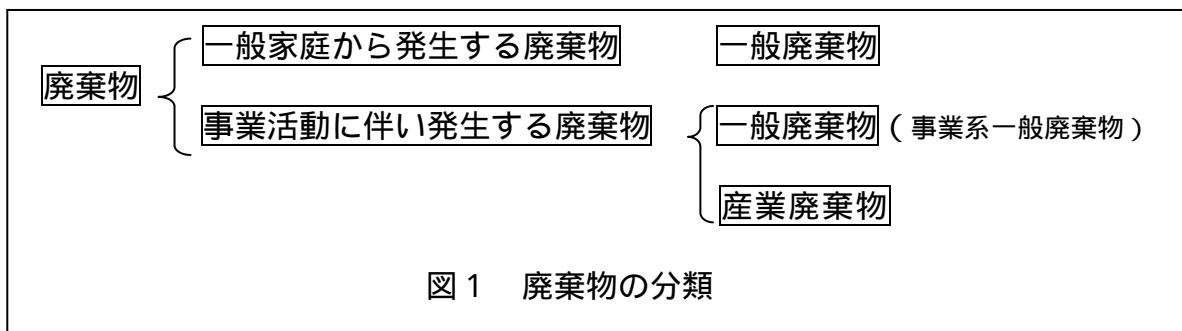


図1 廃棄物の分類

(2) 廃棄物の処理主体

事業活動に伴って生じた廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません（廃棄物処理法第3条第1項）。

事業系一般廃棄物については、各市町村が一般廃棄物処理計画に従って処理することとなっていますので（廃棄物処理法第6条の2）、所在する市町村の処理方法に従って適正に処理してください。

産業廃棄物については、事業者自ら（委託する場合も含む。）処理しなければなりません（廃棄物処理法第11条第1項）。この規定は、処理を許可業者等へ委託した場合においても、その産業廃棄物が最終処分されるまでの責任を負うことを意味しています。

(3) 産業廃棄物の種類

産業廃棄物は、「あらゆる事業活動に伴うもの」と「特定の事業活動に伴うもの」があります。表1の1から12に該当するものは事業活動に伴い発生した場合は全て産業廃棄物に、13から19に該当するものは特定の事業活動から発生した場合のみ産業廃棄物となります。

例えば、事業活動に伴い発生した廃プラスチック類、金属くずなどは産業廃棄物となりますが、書類等の紙くず、茶殻などは事業活動が特定の事業活動に該当しないため、産業廃棄物ではなく、事業系一般廃棄物となります。

表1 産業廃棄物の種類

区分	種類	具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭殻、焼却炉の残灰、炉掃除排出物、その他の焼却残さ
	2 汚泥	排水処理後の泥状のもの、各種製造業の製造工程で排出された泥状のもの、活性汚泥法による余剰汚泥、凝集沈殿汚泥、ビルピット汚泥、カーバイトかす、ベントナイト汚泥、キラなど
	3 廃油	鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、タールピッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸、廃ホルマリンなど、すべての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、すべてのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず(廃タイヤを含む。)などすべての合成高分子系化合物、石綿を含むPタイル
	7 ゴムくず	天然ゴムくずなど
	8 金属くず	鉄くず、非鉄金属くず、切削くず、ダライ粉、溶接かすなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず(石綿を含む石膏ボード等)など	ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、耐火レンガくず(工作物でないもの)、陶磁器くず(石綿を含む石膏ボード等)など
	10 鉱さい	鑄物廃砂、高炉・平炉・電気炉などの溶解炉のかす、キューポラのノ口、ボタ、不良石炭、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトの破片、石綿を含むコンクリートの破片、不要になって除去した墓石、その他これに類する不要物
	12 ばいじん(ダスト類)	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類特別措置法第2条第2項に規定する特定施設、又は汚泥などの産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業から生ずる紙くず、並びにPCBが塗布され又は染み込んだもの
	14 木くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品製造業(家具製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材卸売業から生ずる木くず並びにPCBが染み込んだもの
	15 繊維くず	建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)から生ずる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず並びにPCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業から生ずるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理場において食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	18 家畜ふん尿	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどのふん尿(畜産類似業を含む。)
	19 家畜の死体	畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、山羊、ニワトリなどの死体
	20 13号廃棄物	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの(有害汚泥のコンクリート固形化物など)

(4) 特別管理産業廃棄物

特別管理産業廃棄物は、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれのある性状を有するものとして、次の表のとおり定められています（廃棄物処理法第2条第5項）。

特別管理産業廃棄物は、排出されてから処理されるまでの間、常に注意して取り扱うこととされており、特別管理産業廃棄物を排出する事業者においては、特別管理産業廃棄物管理責任者の選任など、通常の産業廃棄物と比べ特別な管理及び処理体系が定められています（廃棄物処理法第12条の2）。

表2 特別管理産業廃棄物の種類

種 類	内 容	
引火性廃油	産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類 (引火点が70 未満の廃油)	
腐食性廃酸	水素イオン濃度指数 (pH) が2.0 以下の廃酸	
腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数 (pH) が12.5以上の廃アルカリ	
感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される、血液、使用済みの注射針などの、感染性病原体を含む又はそのおそれのある産業廃棄物	
特 定 有 害 産 業 廃 棄 物	特定有害廃PCB等	廃PCB及びPCBを含む廃油
	特定有害PCB汚染物	紙くずのうちPCBが塗布され、又は染み込んだもの、汚泥・木くず若しくは繊維くずのうちPCBが染み込んだもの、廃プラスチック類若しくは金属くずのうちPCBが付着し、又は封入されたもの、陶磁器くず若しくはがれき類のうちPCBが付着したもの
	特定有害PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)
	特定有害廃石綿等	建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで石綿の付着しているおそれのあるもの、大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設で集められた飛散性の石綿など
	特定有害指定下水汚泥	政令別表で定める施設などから発生し、カドミウム、シアン、有機燐、鉛、6価クロム、砒素、水銀、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ダイオキシン類などの有害物質を含んでおり、その溶出試験又は成分試験の数値が判定基準を超えるもの。
	特定有害鉱さい	
	特定有害ダスト類(ばいじん)	
特定有害燃え殻		
特定有害廃油		
特定有害汚泥		
特定有害廃酸		
特定有害廃アルカリ		

表3 特定有害産業廃棄物の判定基準

検定方法	溶出試験 (mg/L)		含有量試験 (mg/L)		
	燃え殻、ばいじん、鉱さい	汚泥	特定有害産業廃棄物を処分するために処理したもの		廃酸、廃アルカリの場合
廃酸、廃アルカリ以外の場合			廃酸、廃アルカリの場合		
有害物質					
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005	0.005	0.005	0.05	0.05
カドミウム又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
鉛又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
有機燐化合物	-	1	1	1	1
六価クロム化合物	1.5	1.5	1.5	5	5
砒素又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
シアン化合物	-	1	1	1	1
P C B	-	0.003	0.003	0.03	0.03
トリクロロエレン	-	0.3	0.3	3	3
テトラクロロエレン	-	0.1	0.1	1	1
ジクロロメタン	-	0.2	0.2	2	2
四塩化炭素	-	0.02	0.02	0.2	0.2
1,2-ジクロロエタン	-	0.04	0.04	0.4	0.4
1,1-ジクロロエレン	-	0.2	0.2	2	2
シス-1,2-ジクロロエレン	-	0.4	0.4	4	4
1,1,1-トリクロロエタン	-	3	3	30	30
1,1,2-トリクロロエタン	-	0.06	0.06	0.6	0.6
1,3-ジクロロプロパン	-	0.02	0.02	0.2	0.2
チオラム	-	0.06	0.06	0.6	0.6
シマジン	-	0.03	0.03	0.3	0.3
チオベンカルブ	-	0.2	0.2	2	2
ベンゼン	-	0.1	0.1	1	1
セレン又はその化合物	0.3	0.3	0.3	1	1
ダイオキシン類	3ngTEQ/g	3ngTEQ/g	3ngTEQ/g	100pgTEQ/g	100pgTEQ/g

(注) 判定基準は、総理府令第5号(ダイオキシン類は環境省令) 廃棄物処理法施行規則別表1による。

表4 P C B 処理物に係る判定基準 (卒業基準)

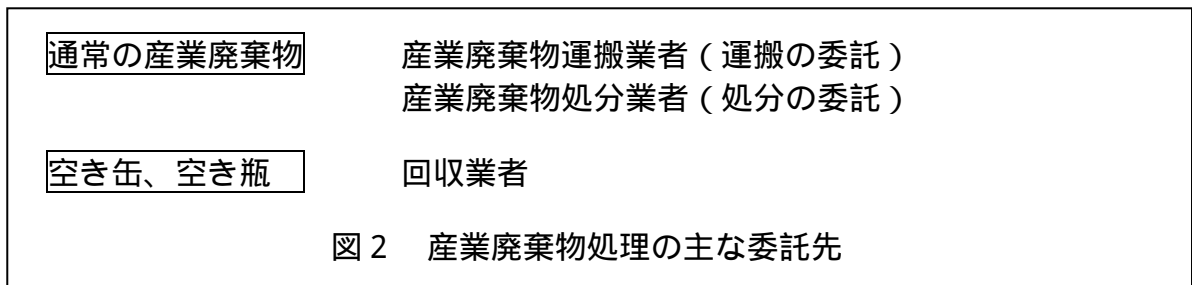
種類	溶出試験	含有量試験
廃油	-	0.5mg/kg
廃酸、廃アルカリ	-	0.03mg/L
廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず (次のいずれかの方法を採用) ・洗浄液試験法 ・拭き取り試験法 ・部材採取試験法	P C B が付着又は封入されていないもの	
	-	洗浄液：0.5mg/kg
	-	面積：0.1 μg/100cm ² (付着量)
	-	部材：0.01mg/kg(付着量)
上記以外のもの(汚泥、燃え殻、ばいじん)	0.003mg/L	-

(注) 旧厚生省告示第192号(平成4年7月)による。

2 産業廃棄物処理の委託

(1) 処理の委託先

産業廃棄物の処理を委託する場合は、運搬については産業廃棄物収集運搬業の許可を有する者に、処分については産業廃棄物処分業の許可を有する者に委託しなければなりません（廃棄物処理法第12条第3項、第12条の2第3項）。ただし、空き缶、空き瓶の処理の委託など許可を有しない者に委託できる場合があります。



(2) 産業廃棄物処理委託基準

産業廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物処理委託基準に従わなければなりません（廃棄物処理法第12条第4項、第12条の2第4項）。この基準の内容は表5のとおりです。

委託契約は、この基準に基づいて書面（契約書）により行うとともに、同一人に委託する場合を除き、運搬と処分とを区分して締結しなければなりません。

特に、産業廃棄物収集運搬業の許可のみを有する者に、処分についてもあわせて契約することは廃棄物処理法違反となりますのでご注意ください（廃棄物処理法第12条第3項）。

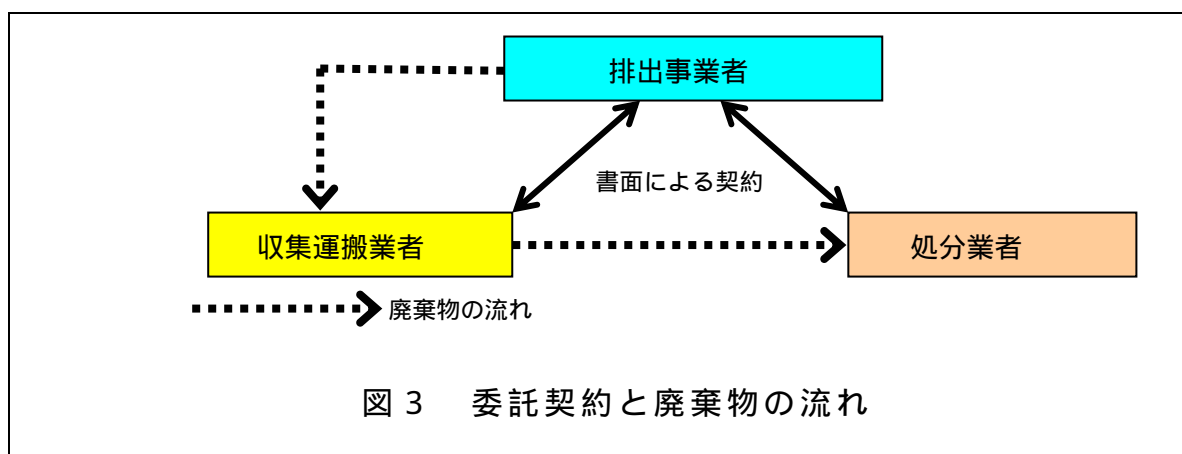


表5 産業廃棄物の運搬及び処分に係る委託基準

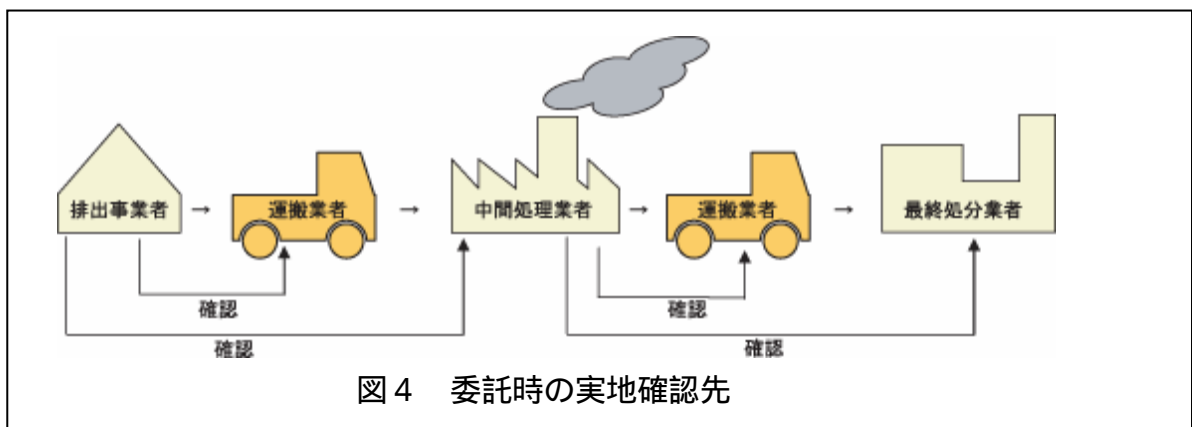
<p>産業廃棄物の運搬に係る委託基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 他人の産業廃棄物の収集運搬を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれているものに委託する。 2 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)産業廃棄物の種類及び数量 (2)運搬の最終目的地の所在地 (3)委託契約の有効期間 (4)委託者が受託者に支払う料金 (5)許可業者にあつては事業の範囲 (6)積替え又は保管の場所に関する事項 (7)廃棄物の性状、荷姿など適正な処理に必要な事項に関する情報 (8)前号の<u>情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項(H18.7.1施行)</u> (9)委託契約終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 (10)委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項 3 許可証の写し等、受託しようとする産業廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれていることを証する書面を添付する。 4 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から5年間保存すること。
<p>産業廃棄物の処分に係る委託基準</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 他人の産業廃棄物の処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれているものに委託する。 2 委託契約は、書面により行い、次の条項が含まれていること。 <ol style="list-style-type: none"> (1)産業廃棄物の種類及び数量 (2)処分の場所の所在地、処分方法及び処分に係る施設の処理能力 (3)委託契約の有効期間 (4)委託者が受託者に支払う料金 (5)許可業者にあつては事業の範囲 (6)廃棄物の性状、荷姿など適正な処理に必要な事項に関する情報 (7)前号の<u>情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項(H18.7.1施行)</u> (8)委託契約終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 (9)委託契約を解除した場合の未処理産業廃棄物の取扱いに関する事項 (10)中間処分の場合、最終処分場の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力 3 許可証の写し等、受託しようとする産業廃棄物の処分がその事業の範囲に含まれていることを証する書面を添付する。 4 委託契約書及び書面をその契約の終了の日から5年間保存すること。
<p>その他</p>	<p>「上記以外の特別管理産業廃棄物に係る委託基準」 委託しようとする相手方にあらかじめ特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱い上の注意事項を文書で通知すること。</p>

3 処理委託先の事業者の实地確認

(1) 処理委託時の实地確認

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例(平成15年愛知県条例第2号。以下「条例」という。)により、産業廃棄物の処理を委託する場合における確認義務が規定されています。

産業廃棄物の運搬又は処分を委託しようとする場合は、委託先の産業廃棄物収集運搬業者又は処分業者が委託する産業廃棄物を処理する能力を備えていること等を実地に確認する(条例第7条第1項)とともに、委託後は、委託した産業廃棄物の処理の状況を定期的(概ね1年に1回)に確認することが必要です(条例第7条第2項)。



(2) 实地確認の方法

ア 实地確認の対象

- (ア) 収集運搬業者の場合・・・運搬車、運搬容器、積替・保管場所とその周囲
- (イ) 中間処理業者の場合・・・処理施設、保管施設とその周辺(排水路、搬入路等)
- (ウ) 最終処分業者の場合・・・最終処分場及びその周辺(排水路、搬入路等)

イ 確認内容の記録と保存

委託先の許可業者が委託する産業廃棄物を処理する能力を備えていることを確認し、その内容を記録して5年間保存する必要があります。

ウ 確認の主体

処理を委託する事業者が確認を行うのが原則ですが、同一の許可業者へ委託する複数の事業者で共同して確認を行うことも可能です。

(3) 不適正処理発見時の措置

過剰な保管、不法投棄等の不適正処理を発見した場合には必要な措置を講じ、その内容を知事に届け出ることが必要です(条例第7条第3項)。

4 適正な処理料金での委託等

(1) 適正な処理料金とは

廃棄物の適正な処理を行うためにはそれなりの処理費用がかかるため、あまりに安い処理料金で引き受ける処理業者は、不適正な処理をする可能性があります。

委託先の処理業者を選定する場合は、処理費用の内訳を示すことができるか、その内容に具体性があるかなど、廃棄物の処理を行うために適正な処理料金となっているか確認し、信頼ができる者に委託してください。

また、再資源化できる廃棄物の処理を委託する場合は、できる限り再資源化施設を選定するようにしてください。

(2) 支払いについて

運搬を委託する場合は、運搬の許可を有する処理業者と委託契約を締結し、処分（中間処理又は最終処分）を委託する場合は処分の許可を有する者と契約を締結しなければならないことは「2 産業廃棄物処理の委託」のとおりであり、処分の許可を有しない運搬業者に運搬及び処分の両方を委託することは法違反となります（廃棄物処理法第12条第3項）。

したがって、支払いは、契約履行確認後、運搬料金を運搬業者に、処分料金を処分業者にそれぞれ支払うこととなります。

(3) 契約履行確認について

事業完了検査では、運搬の場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト）のB2票、処分の場合は産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票が返送され、かつ、その内容が契約どおりであることを確認してください（産業廃棄物管理票の制度については「5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度」を参照。）。

(4) 排出事業者責任について

委託先で不法投棄等の不適正処理が行われたときは、適正な対価を負担していない場合や不適正処理が行われることを知り、又は知ることができたときは委託した事業者も法に基づいて責任を問われることとなります（廃棄物処理法第19条の6第1項第2号）。

排出者責任を果たすためにも、委託しようとするときは実地調査などにより信頼のおける業者を選択し、契約後は契約どおり処理されているか十分に確認を行うことが重要です。

契約どおり処理されていない事例としては、マニフェストE票に記載されている最終処分先が契約書どおりとなっていない場合などが考えられます。

5 特別管理産業廃棄物に関する義務

(1) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置

特別管理産業廃棄物を発生する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行なわせるため、事業場ごとに特別管理産業廃棄物管理責任者を設置しなければなりません（法第12条の2第6項）。この特別管理産業廃棄物管理責任者は、発生する廃棄物の種類に応じて、次の資格が必要です（法施行規則第8条の17）。

表6 感染性廃棄物を生ずる事業場の管理責任者の資格

	資格（学校区分）	課 程	必要年数
イ	医師、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、助産師、看護師、臨床検査技師、衛生検査技師又は歯科衛生士		
ロ	環境衛生指導員		2年以上
ハ	学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校	医学、薬学、保健学、衛生学、獣医学	卒業者又は特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了者

表7 感染性廃棄物以外の特別管理産業廃棄物を生ずる事業場の責任者の資格

	資格(学校区分)	課 程	修了科目又は学科	実務経験
イ	環境衛生指導員			2年以上
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	卒業後、2年以上
ハ	大学	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、3年以上
ニ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学、化学工学	卒業後、4年以上
ホ	短期大学、高専	理学、薬学、工学、農学又は相当課程	衛生工学、化学工学以外	卒業後、5年以上
ヘ	高校、中学		土木科、化学科又は相当学科	卒業後、6年以上
ト	高校、中学		理学、工学、農学又は相当科目	卒業後、7年以上
チ				10年以上
リ	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の修了者			

〔特別管理産業廃棄物管理責任者講習会に関する問い合わせ先〕

社団法人愛知県産業廃棄物協会

TEL : 052-332-0346

ホームページ http://www.aisankyoku.com/sub_menu1/p1.html

(2) 帳簿の記載と保存

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関して、帳簿を備え、保存しなければなりません（法第12条の2第12項）。

特別管理産業廃棄物を生ずる事業者・産業廃棄物処理施設を設置している事業者は、帳簿を備え、下表に示す事項を廃棄物の種類ごとに記載しなければなりません（法第12条第11項、法第12条の2第12項）。

表8 帳簿の記載内容及び遵守事項

区分	記載内容	
	自社処理	委託処理
運搬	運搬年月日 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量 積替え又は保管を行う場合には、 その場所ごとの搬出量	委託年月日 受託者の氏名又は名称、住所、許可 番号 運搬先ごとの委託量
処分	処分年月日 処分方法ごとの処分量 処分(埋立処分を除く)後の廃棄物 の持出先ごとの持出量	委託年月日 受託者の氏名又は名称、住所、許可 番号 受託者ごとの委託の内容、委託量

遵守事項	事業場ごとに備えること。 毎月末までに前月分の記載を終了すること。 帳簿は、1年ごとに閉鎖すること。 閉鎖後5年間、事業場ごとに保存すること。
------	--

< 帳簿の例 > (運搬、処分を業者に委託している場合)

産業廃棄物の種類					処分現場の確認日								
運搬の委託					処分の委託					処理の確認			
委託 年月 日	運搬業者			委託 量 (kg)	委託 年月 日	処分業者			委託 量 (kg)	委託 内 容	運搬 の 確 認	処分 の 確 認	最終 処分 の 確 認
	氏名	住所	許可 番号			氏名	住所	許可 番号					
										注1	注2	注2	注3

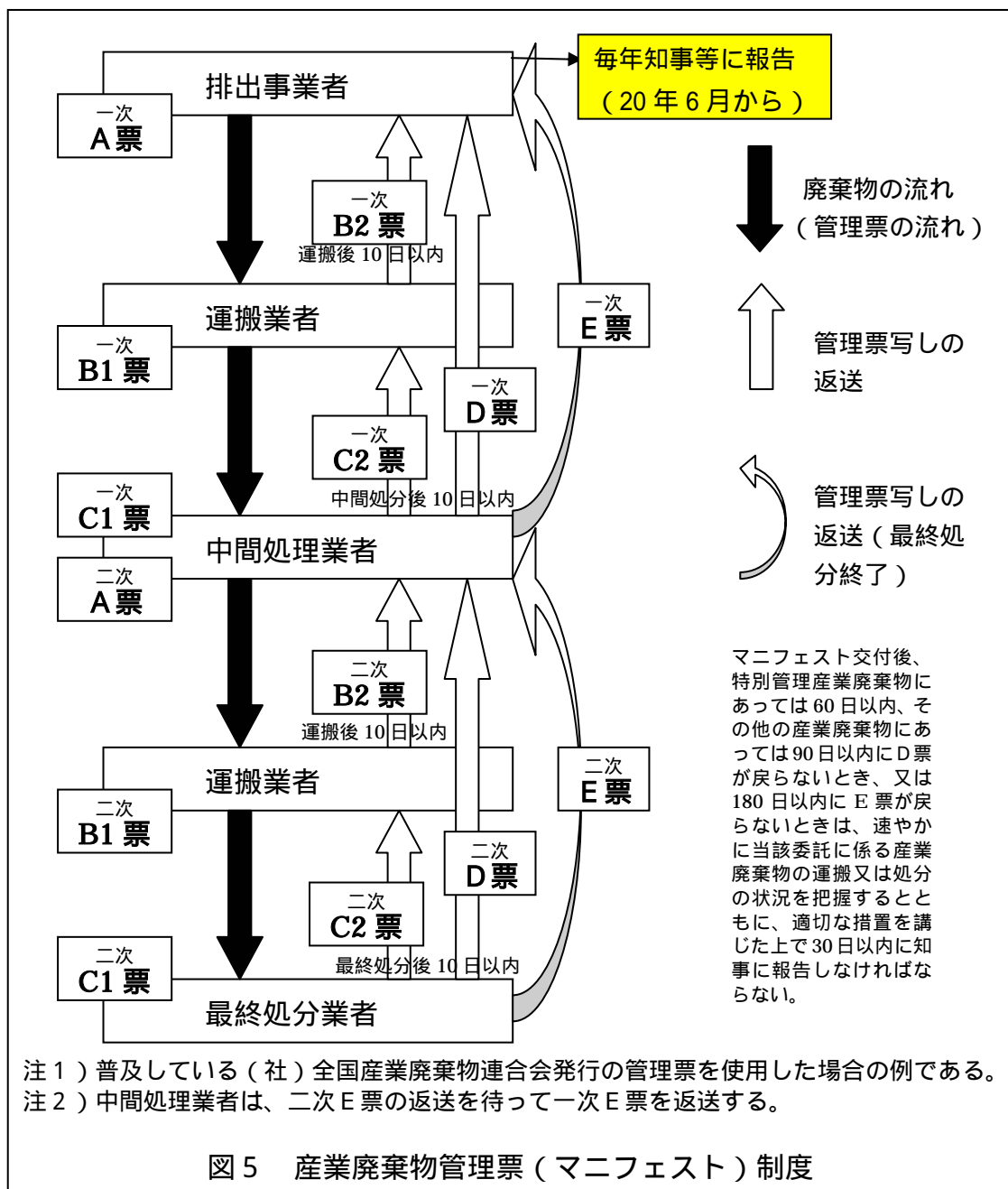
注1：『処分の委託』中「委託内容」の欄には、中間処理、埋立処分等の処分方法とその場所を記入する。
 注2：収集運搬又は処分の終了の年月日を記載する。
 注3：中間処理後残渣物が生じる場合は、最終処分（再生を含む）の終了の年月日を記載する。

6 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度とは、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託業者に引き渡す際に、産業廃棄物の種類、数量、荷姿、運搬受託者名、処分受託者名などを記載した「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」を交付し、運搬、処分が終了した時点でその写しが返送されることにより、産業廃棄物の処理の状況を自ら把握、管理する仕組みです（廃棄物処理法第12条の3）。

運搬、処分が終了し管理票の写しの返送を受けたときは、その内容を確認し、写し（B2票、D票、E票）を5年間保存しておく必要があります（廃棄物処理法施行規則第8条の26）。

前年度の管理票の交付状況報告書を6月30日までに知事等に報告（平成20年6月から）。



7 電子マニフェスト制度

電子マニフェストは、マニフェスト伝票を発行する代わりに、排出事業者が産業廃棄物の処理を委託業者に引き渡す際に、パソコン等を通じて情報処理センターに産業廃棄物の種類、数量等の情報を入力し、収集運搬業者及び処分業者が作業の終了時にデータを入力することによりマニフェスト伝票に替えるものです（廃棄物処理法第12条の5）。

電子情報化により廃棄物処理の状況が即時に確認可能。

データを入力する作業は、事前に登録した者しかできないため、第三者が勝手にデータを入力することは不可能。

電子マニフェストの情報は、情報処理センターが保管・管理するため、排出事業者はマニフェストの保存が不要（廃棄物処理法第12条の5第7項）。

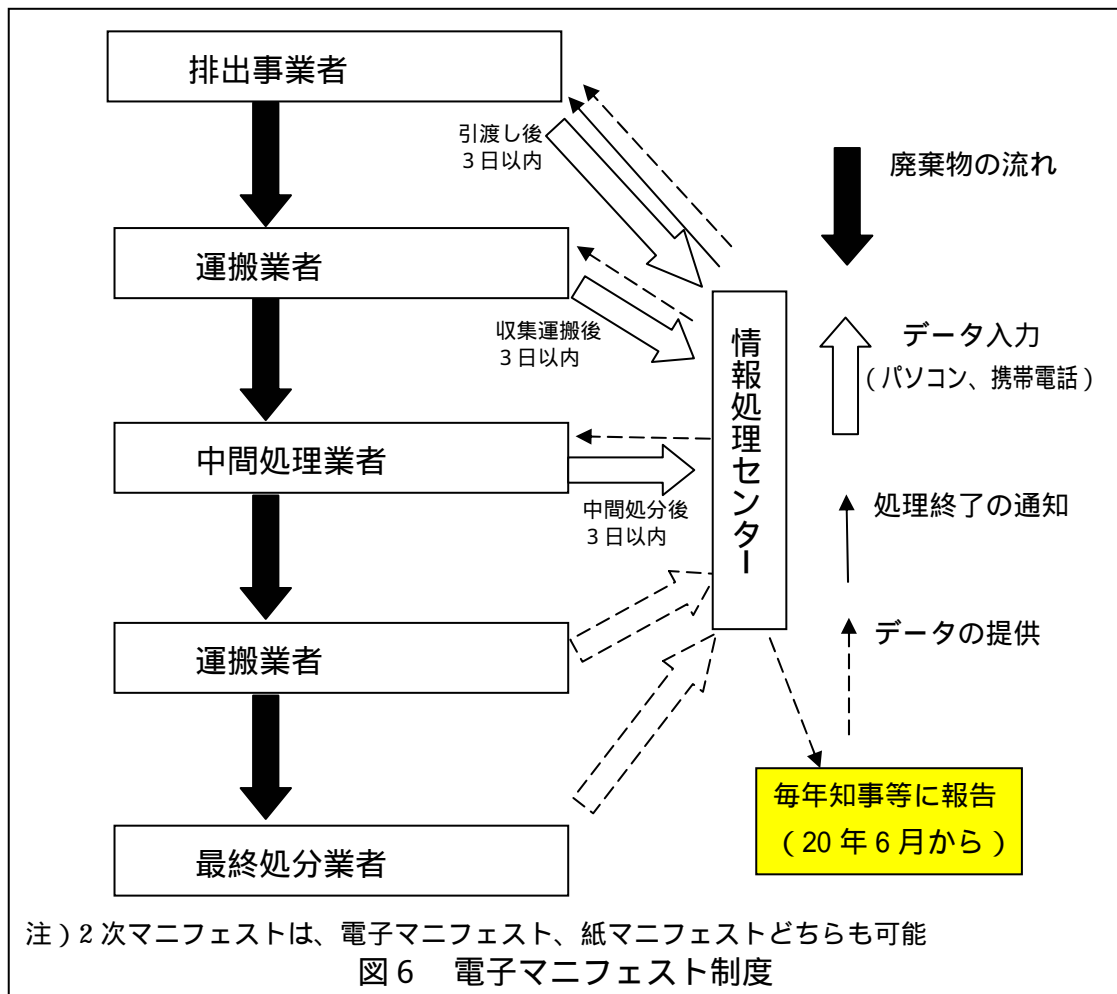
知事等への年次報告を情報処理センターが行うため、排出事業者は報告が不要（廃棄物処理法第12条の5第8項）。

〔電子マニフェストに関する問い合わせ先〕

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター

TEL : 03 - 3668 - 6513 ホームページ <http://www.jwnet.or.jp>

財団法人 日本産業廃棄物処理振興センターは、廃棄物処理法第13条の2に基づき環境大臣が電子マニフェスト制度の運営主体として全国でただ1つ指定する「情報処理センター」です。



8 マニフェスト交付状況の報告

廃棄物処理法に基づき、平成20年度から産業廃棄物管理票（マニフェスト）交付等状況の報告（平成19年度の実績分から）が必要となりました（廃棄物処理法施行規則第8条の27）。

（1）対象事業者

すべてのマニフェスト交付者（排出した産業廃棄物を産業廃棄物処理業者に収集運搬又は処分を委託したすべての事業者）が対象となります。

ただし、電子マニフェストを交付している分については、報告の対象とはなりません。

（2）報告の内容

前年度のマニフェスト交付等状況を、法に定める様式を用いて報告する必要があります。

<報告項目>

- ・産業廃棄物の種類 ・事業者の業種 ・排出量（t） ・管理票の交付枚数
- ・運搬受託者の氏名又は名称 ・運搬受託者の許可番号 ・運搬先の住所
- ・処分受託者の氏名又は名称 ・処分受託者の許可番号 ・処分場所の住所

（3）報告期限

毎年6月30日までに前年度の実績を報告することとなります。平成20年度は、前年度の平成19年度の実績を取りまとめて平成20年6月30日までに報告することとなります。

（4）報告書の提出先

ア 愛知県内（名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。）に所在する事業場を所管する県事務所（建設業の場合は、支店等の所在地を所管する県事務所。なお、支店等の所在地が名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市又は県外の場合は、愛知県環境部資源循環推進課）へ提出してください。

イ 名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市に所在する事業場にあつては、各市の産業廃棄物担当課へ提出してください。

（5）罰則など

マニフェスト交付等状況報告を怠った場合は、知事又は政令市長から必要な措置を講ずるよう勧告されることがあり、勧告に従わない場合にはその旨が公表されることがあります。

公表後に改善が見られない場合には必要な措置を講ずるよう命令される場合があります。この命令に違反した場合には、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

愛知県知事殿
（政令市長）

報告者
住所
氏名
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項に基づき、年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称						業種			業種コード			
事業場の所在地						電話番号			担当者名			
番号	産業廃棄物の種類	排出量 (t)	管理票 の交付 枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所		処分受託者の 許可番号		処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
	コード					コード		処分 コード			コード	
1												
2												
3												
4												

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成19年度）

平成20年6月 日

愛知県知事殿
（政令市長）

報告者 〒×××-××××
住所 一宮市東町1番地
氏名 株式会社A社 代表取締役 愛知 太郎
電話番号 0565-×××-××××

トン/年で記入

許可番号は下6桁を記入

処分方法コードを記入

業種コードを記入

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第6項に基づき、19年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 A社		知事業所		業 種		化学工業		業種コード		1		7		
事業場の所在地		〒×××-××××		市 町1-2-2		電話番号		0500-000-0000		担当者名		愛知 三郎				
番号	産業廃棄物の種類 コード	排出量 (t)	管理票 の交付 枚数	運搬受託者の 許可 番号	運搬受託者の氏 名又は名称	運搬先の住所			処分受託者の 許可番号		処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所				
						コード			処分 コード			コード				
1	汚泥 0 2	150	43	××××××	株式会社B社	岐阜県 市 町1-2	0	2	1	××××××	C	株式会社C社	岐阜県 市 町2-4	0	2	1
2	廃プラスチック類 0 6	230	22	××××××	株式会社D社	愛知県 市 町2-4	2	0	3							
3				××××××	株式会社E社	愛知県 市 町5	2	1	9	××××××	口	株式会社G社	愛知県 市 町4-7	2	2	2
4		22	5	××××××	株式会社F社	愛知県 市 町4-6	2	0	3	××××××	H					

積替えにより運搬業者
が変わった場合は、行を
変えて記入

運搬先が愛知県内の場合、市町村コードを記入
県外の場合、都道府県コードを記入

処分先が愛知県内の場合、市町村コードを記入
県外の場合、都道府県コードを記入
運搬先の住所と同じ場合は、記入不要

- 備考
- この報告書は、前年4月1日から前年3月31日までの期間に関するものであること。
 - 同一の都道府県（政令市）の区域に事業場が2以上ある場合は、区間ごとに報告すること。
 - 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
 - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
 - 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
 - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
 - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

業種コード表（日本標準産業分類）

大分類	コード	中分類	大分類	コード	中分類	大分類	コード	中分類
A 農業，林業	01	農業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業	K 不動産業，物品賃貸業	68	不動産取引業
	02	林業		34	ガス業		69	不動産賃貸業・管理業
B 漁業	03	漁業（水産養殖業を除く）		35	熱供給業		70	物品賃貸業
	04	水産養殖業		36	水道業	71	学術・開発研究機関	
C 鉱業，採石業，砂利採取業	05	鉱業，採石業，砂利採取業	G 情報通信業	37	通信業	L 学術研究，専門・技術サービス業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
				38	放送業		73	広告業
39	情報サービス業	74		技術サービス業（他に分類されないもの）				
40	インターネット付随サービス業	75		宿泊業				
D 建設業	06	総合工事業	41	映像・音声・文字情報制作業	M 宿泊業，飲食サービス業	76	飲食店	
	07	職別工事業（設備工事業を除く）	42	鉄道業		77	持ち帰り・配達飲食サービス業	
	08	設備工事業	43	道路旅客運送業		N 生活関連サービス業，娯楽業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
E 製造業	09	食料品製造業	44	道路貨物運送業	79		その他の生活関連サービス業	
	10	飲料・たばこ・飼料製造業	45	水運業	80		娯楽業	
	11	繊維工業	46	航空運輸業	O 教育，学習支援業		81	学校教育
	12	木材・木製品製造業（家具を除く）	47	倉庫業		82	その他の教育，学習支援業	
	13	家具・装備品製造業	48	運輸に附帯するサービス業	P 医療，福祉	83	医療業	
	14	パルプ・紙・紙加工品製造業	49	郵便業（信書便事業を含む）		84	保健衛生	
	15	印刷・関連連業	I 卸売業・小売業	50	各種商品卸売業	85	社会保険・社会福祉・介護事業	
	16	化学工業		51	繊維・衣服等卸売業	Q 複合サービス事業	86	郵便局
	17	石油製品・石炭製品製造業		52	飲食料品卸売業		87	協同組合（他に分類されないもの）
	18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）		53	建築材料・鉱物・金属材料等卸売業	R サービス業（他に分類されないもの）	88	廃棄物処理業
19	ゴム製品製造業	54		機械器具卸売業	89		自動車整備業	
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	55		その他の卸売業	90		機械等修理業	
21	窯業・土石製品製造業	56		各種商品小売業	91		職業紹介・労働者派遣業	
22	鉄鋼業	57		織物・衣服・身の回り品小売業	92		その他の事業サービス業	
23	非鉄金属製造業	58		飲食料品小売業	93		政治・経済・文化団体	
24	金属製品製造業	59		機械器具小売業	94		宗教	
25	はん用機械器具製造業	60	その他の小売業	95	その他のサービス業			
26	生産用機械器具製造業	61	無店舗小売業	96	外国公務			
27	業務用機械器具製造業	J 金融業・保険業	62	銀行業	S 公務（他に分類されるものを除く）		97	国家公務
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		63	協同組織金融業		98	地方公務	
29	電気機械器具製造業		64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関	T 分類不能の産業	99	分類不能の産業	
30	情報通信機械器具製造業		65	金融商品取引業、商品先物取引業				
31	輸送用機械器具製造業		66	補助的金融業等				
32	その他の製造業		67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）				

廃棄物種類等のコード表

1. 廃棄物コード表

産業廃棄物			特別管理産業廃棄物		
コード	廃棄物名	コード	廃棄物名	コード	廃棄物名
01	燃え殻	10	動・植物性残さ	19	13号廃棄物
02	汚泥	11	ゴムくず	20	混合物
03	廃油	12	金属くず	21	石綿含有ガラス・陶磁器くず
04	廃酸	13	ガラス・陶磁器くず	22	石綿含有廃プラスチック類
05	廃アルカリ	14	鋳さい	23	石綿含有がれき類
06	廃プラスチック類	15	がれき類	24	石綿含有紙くず
07	紙くず	16	家畜のふん尿	25	石綿含有木くず
08	木くず	17	動物の死体	26	石綿含有繊維くず
09	繊維くず	18	ばいじん	27	石綿含有混合物
				28	動物系固形不要物
				50	引火性廃油
				51	腐食性廃酸
				52	腐食性廃アルカリ
				53	感染性廃棄物
				57	特定有害鋳さい
				58	特定有害廃石綿等
				59	特定有害ばいじん
				60	特定有害燃え殻
				61	特定有害廃油
				62	特定有害汚泥
				63	特定有害廃酸
				64	特定有害廃アルカリ
				65	第13号特定有害廃棄物
				66	特管廃棄物の混合物
				67	PCB汚染物等

2. 都道府県（政令市）コード表

コード	都道府県等	コード	都道府県等	コード	都道府県等	コード	都道府県等	コード	都道府県等
001	北海道	012	千葉県	023	愛知県	030	和歌山県	041	佐賀県
002	青森県	013	東京都	064	名古屋市	031	鳥取県	042	長崎県
003	岩手県	014	神奈川県	090	豊田市	032	島根県	043	熊本県
004	宮城県	015	新潟県	096	豊橋市	033	岡山県	044	大分県
005	秋田県	016	富山県	105	岡崎市	034	広島県	045	宮崎県
006	山形県	017	石川県	024	三重県	035	山口県	046	鹿児島県
007	福島県	018	福井県	025	滋賀県	036	徳島県	047	沖縄県
008	茨城県	019	山梨県	026	京都府	037	香川県		
009	栃木県	020	長野県	027	大阪府	038	愛媛県		
010	群馬県	021	岐阜県	028	兵庫県	039	高知県		
011	埼玉県	022	静岡県	029	奈良県	040	福岡県		

3. 処分方法コード表

コード	処分方法	コード	処分方法	コード	処分方法	コード	処分方法	コード	処分方法
A	脱水	E	乾留・蒸留	I	コンクリート固化・固液・無機封鎖	イ	埋立（遮断型処分場）	Z	その他
B	乾燥	F	中和	J	コンポスト・発酵処理	ロ	埋立（安定型処分場）	P	再生利用
C	焼却・ばい焼	G	溶融加熱分解	K	選別	ハ	埋立（管理型処分場）		
D	油水分離	H	破碎・粉砕・切断・圧縮	L	蒸気滅菌、乾熱滅菌、煮沸、薬剤消毒	N	海洋投入		

4. 市町村コード表

コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名	コード	市町村名
203	一宮市	222	東海市	345	西春日井郡春日町	501	額田郡幸田町
204	瀬戸市	223	大府市	361	丹羽郡大口町	521	西加茂郡三好町
205	半田市	224	知多市	362	丹羽郡扶桑町	561	北設楽郡設楽町
206	春日井市	225	知立市	421	海部郡七宝町	562	北設楽郡東栄町
207	豊川市	226	尾張旭市	422	海部郡美和町	563	北設楽郡豊根村
208	津島市	227	高浜市	423	海部郡基目寺町	601	宝飯郡音羽町
209	碧南市	228	岩倉市	424	海部郡大治町	603	宝飯郡小坂井町
210	刈谷市	229	豊明市	425	海部郡蟹江町	604	宝飯郡御津町
212	安城市	230	日進市	427	海部郡飛島村		
213	西尾市	231	田原市	441	知多郡阿久比町		
214	蒲郡市	232	愛西市	442	知多郡東浦町		
215	犬山市	233	清須市	445	知多郡南知多町		
216	常滑市	234	北名古屋	446	知多郡美浜町		
217	江南市	235	弥富市	447	知多郡武豊町		
219	小牧市	302	愛知郡東郷町	481	幡豆郡一色町		
220	稲沢市	304	愛知郡長久手町	482	幡豆郡吉良町		
221	新城市	342	西春日井郡豊山町	483	幡豆郡幡豆町		

産業廃棄物の体積(m³)から重量(トン)への換算係数(参考値)

報告書に記入する際の単位は、重量(トン/年)で記載してください。
 産業廃棄物の重量の計測が困難な場合は、その産業廃棄物の体積に次表の産業廃棄物の種類に応じた換算係数を乗じて得たものを重量とみなしても構いません。

なお、種類ごとの体積の計測が困難な産業廃棄物にあっては、その主たる産業廃棄物の種類の換算係数を乗じて計算してください。

No	産業廃棄物の種類	換算係数(トン/m ³)
1	燃え殻	1.14
2	汚泥	1.10
3	廃油	0.90
4	廃酸	1.25
5	廃アルカリ	1.13
6	廃プラスチック類	0.35
7	紙くず	0.30
8	木くず	0.55
9	繊維くず	0.12
10	動植物性残さ	1.00
11	動物系固形不要物	1.00
12	ゴムくず	0.52
13	金属くず	1.13
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.00
15	鋳さい	1.93
16	がれき類	1.48
17	動物のふん尿	1.00
18	動物の死体	1.00
19	ばいじん	1.26
20	13号廃棄物	1.00
21	混合物(廃プラスチック類、木くず、紙くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類の混合物)	1.00
22	感染性廃棄物(容器を含む)	0.30

注) この表の換算係数は、1立方メートル当たりのトン数とする。

参考 1

産業廃棄物収集・運搬委託標準契約書〔収集運搬用〕

収 入
印 紙

排出事業者： _____（以下「甲」という。）と、
収集運搬業者： _____（以下「乙」という。）は、
甲の事業場： _____から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関し
て次のとおり基本契約を締結する。

第1条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____	許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____	許可の有効期限： _____
事業範囲： _____	事業範囲： _____
許可の条件： _____	許可の条件： _____
許可番号： _____	許可番号： _____

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種類	:	_____	_____	_____
数量	:	_____	_____	_____
単価	:	_____	_____	_____

3. (運搬の最終目的地)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を、甲の指定する次の最終目的地に搬入する。

氏 名： _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業の区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____
事業場の名称： _____
所在地： _____

4. (積替保管)(注：契約当事者の都合により下記の のいずれかを選択すること)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第14条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

ア 産業廃棄物の発生工程

イ 産業廃棄物の性状及び荷姿

ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項

エ 混合等により生ずる支障

オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項

カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)の「容器

貼付用ラベル」参照)

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることにする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」(昭和48年2月環境庁告示第13号)による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条(甲乙の責任範囲)

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条(再委託の禁止)

乙は、甲から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条(義務の譲渡等)

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条(委託業務終了報告)

乙は甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。

第8条(業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条(報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の 年のいずれかを選択すること）

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

〔契約書の記載方法〕

契約書の記載方法については、以下の資料を参考としてください。

社団法人全国産業廃棄物連合会の産業廃棄物処理委託契約書の手引

ホームページ http://www.zensanpairen.or.jp/pdf/itaku_tebiki.pdf

〔契約書の添付書類〕

受託者の受託業務に係る産業廃棄物処理業・処分業許可証の写し【必須】

(許可内容が変更された場合、または許可の有効期限を超過した場合などは、必ず有効な許可証の写しを添付するようにしてください。)

(受託者が国の認定を受けている場合は、認定証の写しが必要です。)

(専ら再生の用に供される金属くず、古紙、古繊維、空き瓶のみの再生を委託する場合には、これらの許可証・認定証の写しは不要です。この場合、標準契約書の第2条第1項は削除し、「専ら再生の用に供する廃棄物の再生の委託」と付記してください。)

廃棄物データシート(WDS)、又は廃棄物の性状・荷姿・腐敗揮発等の変化・有害性・混合等による危険性を説明する資料(MSDS、分析表など)

参考 2

産業廃棄物処分委託標準契約書

〔処分用〕

収 入
印 紙

排出事業者： _____（以下「甲」という。）と、処分業者：
（以下「乙」という。）は、甲の事業場： _____から排出される
産業廃棄物の処分に関して次のとおり基本契約を締結する。

第 1 条（法の遵守）

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第 2 条（委託内容）

1.（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に添付する。

処分に關する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

〔特管〕

許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____
事業区分： _____
産業廃棄物の種類： _____
許可の条件： _____
許可番号： _____

2.（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に処分を委託する産業廃棄物の種類、数量及び処分単価は、次のとおりとする。

種類 : _____
数量 : _____
単価 : _____

3.（処分の場所、方法及び処理能力）

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称 : _____
所在地 : _____
処分の方法 : _____
施設の処理能力 : _____

4.（最終処分の場所、方法及び処理能力）

甲から、乙に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5. (搬入業者)

第2条第2項の産業廃棄物の第2条第3項に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏 名： _____
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

第3条 (適正処理に必要な情報の提供)

1. 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(平成18年3月)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ア 産業廃棄物の発生工程
- イ 産業廃棄物の性状及び荷姿
- ウ 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- エ 混合等により生ずる支障
- オ 日本工業規格 C0950 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- カ その他取扱いの注意事項

2. 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

3. 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器

等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（平成18年3月）の「容器貼付用ラベル」参照）。

4. 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
5. 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検査方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

第4条（甲乙の責任範囲）

1. 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
2. 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
3. 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

第5条（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

第6条（義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

第7条（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、処分業務についてはマニフェストD票で代えることができる。

第8条（業務の一時停止）

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に関する報酬は、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改定することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の処分業務に対する報酬についての消費税は、甲が負担する。

4. 甲は、乙から業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第10条（内容の変更）

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。第3条第2項の場合も同様とする。

第11条（機密保持）

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第12条（契約の解除）

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. ただし、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

（1）乙の義務違反により甲が解除した場合

イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。

ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある未処理の産業廃棄物の処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求することができる。

（2）甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未処理の産業廃棄物を、甲の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第13条（協議）

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令にしたがい、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

第14条（契約期間）（注：契約当事者の都合により下記の 年のいずれかを選択すること）

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までの 年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがない限り、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約は、有効期間を平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

この契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲、乙は各々記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲

乙

産業廃棄物に関する問い合わせ先

機関名・所在地・電話番号	管轄する地域
尾張事務所廃棄物対策課 〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 052-961-7211 (代表)	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町
海部事務所環境保全課 〒496-8531 津島市西柳原町1-14 0567-24-2111 (代表)	津島市、愛西市、弥富市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛島村
知多事務所環境保全課 〒475-8501 半田市出口町1-36 0569-21-8111 (代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河事務所廃棄物対策課 〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 0564-23-1211 (代表)	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、一色町、吉良町、幡豆町、幸田町
豊田加茂事務所環境保全課 〒471-8503 豊田市元城町4-45 0565-32-3381 (代表)	三好町
新城設楽事務所環境保全課 〒441-1365 新城市字石名号20-1 0536-23-2111 (代表)	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河事務所環境保全課 〒440-8515 豊橋市八町通5-4 0532-54-5111 (代表)	豊川市、蒲郡市、田原市、音羽町、小坂井町、御津町
名古屋市環境局事業部産業廃棄物指導課 〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 052-961-1111 (代表)	名古屋市
豊橋市環境部廃棄物対策課 〒440-8501 豊橋市今橋町1 0532-51-2111 (代表)	豊橋市
岡崎市環境部廃棄物対策課 〒444-8601 岡崎市十王町2-9 0564-23-6495 (代表)	岡崎市
豊田市環境部廃棄物対策課 〒471-8501 豊田市西町3-60 0565-31-1212 (代表)	豊田市

愛知県環境部資源循環推進課廃棄物監視指導室
 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
 052-954-6237 (直通) ファクシミリ 052-953-7776
 ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/kankyo/>
 <平成19年度作成>